

令和4年第4回臨時会  
赤井川村議会会議録  
第1日（令和4年11月22日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第56号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第7号））
- 第 5 議案第57号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について
- 第 6 議案第58号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案について
- 第 7 議案第59号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）  
全員で構成する予算特別委員会の設置

追加日程

- 第 1 予算特別委員会 議案第57号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案  
委員長報告 について
- 第 2 議案第58号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案について
- 第 3 議案第59号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）
- 第 4 議会運営委員会 閉会中の継続調査申出書  
委員長申出

◎出席議員（6名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
4番	能	登	ゆ	う	君	5番	湯	澤	幸	敏	君
6番	川	人	孝	則	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（1名）

7番 山口芳之君

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君			
副	村	長	大	石	和	朗	君	
会	計	管	理	者	谷	早	苗	君

総務課長	高松重和君
住民課長	瀬戸雅哉君
保健福祉課長	神信弘君
産業課長	秋元千春君
建設課長	今城豪君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	藤田俊幸君

◎議会事務局

事務局長	横井慎之君
書記	伊藤秋恵君

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は6名です。  
山口議員におかれましては、病気療養のため欠席しております。  
定足数に達しておりますので、令和4年第4回赤井川村議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本臨時会に提出されました案件は、議案4件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。  
今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、連茂君及び2番、曾根敏明君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日限りの1日間と決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思いを。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきたいと思いをするので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思いを。

本日は、地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和4年9月から令和4年10月までの例月出納検査結果報告書及び10月12日実施の定例監査結果報告書の提出がありましたので、2ページから4ページとして配付いたしてあります。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第56号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第56号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第56号の説明をさせていただきます。

議案第56号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年11月22日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、倒木処理手数料並びに上中の川河川災害復旧工事費の新規計上のためでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年9月29日、赤井川村長。

それでは、令和4年度赤井川村一般会計補正予算書（第7号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思います。

令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度赤井川村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年9月29日専決、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳出予算補正、歳出、6款商工費、既定額に17万4,000円を追加し、1億2,821万3,000円に。

9款教育費、既定額に7万1,000円を追加し、2億1,779万4,000円に。これは、2項の小学校費の増でございます。

10款災害復旧費、既定額に297万円を追加し、666万6,000円に。

12款予備費、既定額から321万5,000円を減じ、324万1,000円に。

歳出合計といたしましては、補正前の額と同額の28億2,308万8,000円となります。

次に、4ページ目をお開きください。2、歳出、6款商工費、1項商工費、3目小公園管理費、既定額に17万4,000円を追加し、4,504万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、9月6日から7日にかけての強風により、さくらの森公園において倒木が発生したため、その処理を行ったことによる新規計上でございます。

続いて、5ページになります。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、既定額に7万1,000円を追加し、3,889万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、先ほどのさくらの森公園同様、9月6日から7日にかけての強風によって赤井川小学校敷地内で

倒木が発生したため、その処理を行ったことによる新規計上でございます。

続いて、6ページに移ります。10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧費、既定額に297万円を追加し、666万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、9月19日から20日にかけての大雨により上中の川の護岸が一部破損し、その復旧工事を行ったことによる新規計上でございます。

続いて、7ページです。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から321万5,000円を減じ、324万1,000円にしようとするものでございます。

以上でございますが、今回の専決処分について、9月定例会補正後の自然災害による倒木処理と護岸復旧工事が必要となったことによる増額でございます。

ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第56号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第56号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第5 議案第57号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、議案第57号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（今城 豪君） それでは、ただいま上程いただきました議案第57号について説明させていただきます。

なお、改正条例案及び新旧対照表について朗読はいたしません。改正要点資料にてご

説明させていただきます。

議案第57号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月22日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、教職員住宅及び一般住宅の管理区分について、利用計画に合わせて整理するため、この条例を改正しようとするものであります。

議案5ページ目の改正要点資料を御覧いただきたいと思います。改正内容に記載しているとおり、今後の教職員住宅の利用計画に合わせて住宅の管理区分を整理し、教職員が入居することがない教職員住宅の区分を一般住宅に変更する。

なお、今後は教職員住宅を一般住民に貸し付けること及び一般住宅を教職員に貸し付けることがないため、双方の区分からただし書（教職員住宅を一般住民に貸し付ける場合及び一般住宅を教職員に貸し付ける場合の家賃）を削除する。

今回の条例改正による影響、現在の入居者に家賃の変更等は発生しないので、特に影響はございません。

以上で説明といたしますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第57号につきましては、先ほど設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

#### ◎日程第6 議案第58号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議案第58号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○産業課長（秋元千春君） まず、提案説明の前に、11月18日に議案を配付後、このたび文言の修正等がありまして、議案差替えに至りましたこと、おわび申し上げます。今後このようなことが、事案が発生しないよう注意して業務に当たってまいりますので、今回の提案にご理解くださいますようお願い申し上げます。

それでは、議案第58号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案について。

赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案を別紙のとおり提出する。  
令和4年11月22日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、村農業の担い手確保を目的に新規就農等促進施設を設置するため、この条例を制定しようとするものでございます。

なお、次にあります条例文の朗読はいたしません。この条例制定に当たりましてはこれから予定しております赤井川地区の村有住宅1棟2戸を改修し、新規就農希望者の研修期間中の生活に利用するため、新規就農等促進施設として利用、管理に係る必要な事項を整理させていただきました。

農業者の高齢化、後継者不足が進む中、農業における担い手の確保を継続して進める観点から、課題となっておりました新規就農希望者の研修期間中の生活施設を確保し、住環境における受入れ態勢を改善して新規就農対策を進めてまいりたいと考えております。

以上で条例制定案の説明をさせていただきました。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号につきましては、先ほど設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

#### ◎日程第7 議案第59号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、議案第59号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、改めておはようございます。令和4年度赤井川村一般会計補正予算書（第8号）について説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。議案第59号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）。

令和4年度赤井川村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,502万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,811万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年11月22日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金、既定額に2,327万5,000円を追加し、4億446万7,000円にしようとするものでございます。1項国庫負担金の増額、2項国庫補助金の増額でございます。

15款道支出金、既定額に865万円を追加し、7,642万1,000円にしようとするものでございます。2項の道補助金の追加でございます。

18款繰入金、既定額に1,300万円を追加し、1億222万1,000円にしようとするものでございます。2項基金繰入金の追加でございます。

21款村債、既定額に10万円を追加し、1億3,175万5,000円にしようとするものでございます。1項の村債の追加でございます。

歳入合計、既定額に4,502万5,000円を追加し、28億6,811万3,000円にしようとするものでございます。

続いて、歳出、3ページ目に入ります。2款総務費、既定額に1,068万6,000円を増額し、8億6,362万6,000円にしようとするものでございます。1項の総務管理費の増額でございます。

3款民生費、既定額に944万5,000円を増額し、3億8,672万1,000円にしようとするものでございます。2項の児童福祉費の増額でございます。

4款衛生費、既定額に431万1,000円を増額し、2億7,371万7,000円にしようとするものでございます。1項保健衛生費の増額でございます。

5款農林水産業費、既定額に1,882万1,000円を増額し、1億8,371万円にしようとするものでございます。1項の農業費で1,874万6,000円の増、2項の林業費で7万5,000円の増額でございます。

6款商工費、既定額に185万円を増額し、1億3,006万3,000円にしようとするものでございます。1項商工費の増額でございます。

12款予備費、既定額から8万8,000円を減額し、315万3,000円にしようとするものでございます。1項予備費の減額です。

歳出合計、歳入同額の既定額に4,502万5,000円を増額し、28億6,811万3,000円にしようとするものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。過疎対策事業債に変更が生じておりますので、変更部分のみ説明させていただきます。起債の方法、利率、償還の方法については、従前どおりということでございます。下から4番目、水利施設等保全高度化事業、補正前が410万円、補正後が10万円増の420万円にしようとするものでございます。合計で補正前が9,520万円、補正後が9,530万円、10万円の増でございます。合計、既定額が1億3,165万5,000円、補正後が1億3,175万5,000円の10万円の増額となっておりますので、以上説明に代えさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては副村長以下で説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、令和4年度一般会計補正予算（第8号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の7ページ目をお開きいただきたいと思います。2、歳入、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額に172万6,000円を追加し、5,018万5,000円にしようとするものでございます。これは、4節新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金の増額で、オミクロン対応型ワクチン接種及び乳幼児の接種開始に伴う国庫負担金の増額でございます。

同じく7ページ中段、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に953万円を追加し、2億6,399万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額で、電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援分として増額となったものでございます。

同じく7ページ下段から8ページにかけて、14款2項2目民生費国庫補助金、既定額に1,201万9,000円を追加し、1,798万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、2節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金で257万4,000円の増、これは先ほどの国庫負担金増額に伴い体制整備に必要な費用に対して助成をされるものでございます。4節の子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金24万5,000円の新規計上及び5節の子育て世帯臨時特別給付金給付事業補助金の920万円の新規計上につきましては、非課税世帯等に対して国から支給される給付金及びその事務に係る経費に対して助成をされるもので、こちらも電力・ガス・食料品等の価格高騰に対して緊急支援が行われるものでございます。

続いて、9ページに移ります。15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、既定額に865万円を追加し、3,692万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、1節農業費道補助金の増額で、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業費補助金で5万円の増、これは歳出の余市川第2地区事業負担金の増額による道補助金の増額でございます。また、地域づくり総合交付金で860万円の新規計上、これは歳出の就農者移住支援環境整備工事に対する助成でございます。

続いて、10ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額に1,300万円を追加し、5,600万円にしようとするものでございます。理由につきましては、今回の補正により歳入不足により財源の補填見込みが必要となったことによる増額でございます。

続いて、11ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額に10万円を追加し、9,530万円に。内訳は、1節の過疎対策事業債の増額で、先ほどの農業費道補助金同様、歳出の余市川第2地区事業負担金の増額によるものでございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 住民課長。

○住民課長（瀬戸雅哉君） それでは、私のほうから住民課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明いたします。

12ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、12目新型コロナウイルス感染症対策事業費を新設し、さらに細目1、新型コロナウイルス感染症対応事業費として新規に1,068万6,000円を計上しようとするものです。計上の理由といたしましては、本村に居住する住民に対し電力・ガス・食料品等の物価価格高騰に伴う影響に対する経済的支援を目的としております。内訳は、10節需用費で5万円を封筒作成料として新規計上するものです。11節役務費で13万6,000円を郵便料及び口座振替手数料として新規計上するものです。18節負担金補助及び交付金で給付金を1,050万円新規計上するもので、令和4年12月1日現在において住民基本台帳に登録のある者、前年の所得が960万円以下の方に1万円を支給するものです。この事業は、歳入でもご説明しましたが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業となります。

以上でご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

13ページを御覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、6目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、補正額944万5,000円を新たに計上しようとするものです。内訳は、3節職員手当等で時間外勤務手当10万円、10節需用費で消耗品費10万円、11節役務費で郵便料4万3,000円と口座振替手数料2,000円、18節負担金補助及び交付金で子育て世帯臨時特別給付金920万円をそれぞれ新規計上しようとするものでございます。これらにつきましては、国で開催された物価賃金生活総合対策本部において電気・ガス・食品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響の大きい低所得者世帯、住民税非課税世帯等になりますが、そちらに対しまして1世帯当たり5万円を支給することに関わる事業費を計上するものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、既定額に431万1,000円を追加し、2,023万1,000円にしようとするものです。新型コロナウイルス感染症対応事業に関わるもので、内訳は10節需用費で消耗品費1万円の追加、印刷製本費で3万3,000円の新規計上、11節役務費で郵便料1万3,000円の追加、請求事務手数

料1万2,000円の追加、12節委託料で新型コロナワクチン接種委託料174万3,000円の追加、18節負担金補助及び交付金で北後志新型コロナウイルスワクチン共同接種体制整備負担金250万円を追加しようとするものです。これらにつきましては、ワクチン接種間隔が5か月から3か月に短縮されたことによる前倒し接種が開始されたことや小児の3回目接種及び乳幼児接種開始に伴い、事業費を増額計上するものでございます。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

15ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、既定額に1,854万6,000円を追加して、6,774万2,000円にしようとするものです。補正内容は、新たに細目7といたしまして、就農者移住支援環境整備費を新設し、歳入の説明にもございましたが、農業の担い手確保を図ることを目的に、新規就農希望者の研修期間中の生活施設を確保するため、歳入で説明のありました道費の地域づくり総合交付金、村有住宅1棟2戸の改修費用として14節工事請負費におきまして1,854万6,000円を新規計上しようとするものでございます。

続いて、5目農地費、既定額に20万円を追加して、1,492万1,000円にしようとするものです。補正内容は、18節負担金補助及び交付金におきまして、余市川土地改良区で実施しております道営土地改良事業、余市川第2地区尾根内用水路工事が施工費の増により赤井川地区の負担金といたしまして20万円を増額計上しようとするものでございます。

続きまして、下段になります。2項林業費、1目林業総務費、既定額に7万5,000円を追加して、2,130万6,000円にしようとするものです。補正内容は、18節負担金補助及び交付金におきまして、村の鳥獣被害防止対策協議会が取り組みます有害鳥獣の駆除における個体の処理に関する経費7万5,000円を増額計上しようとするものでございます。

続いて、16ページになります。6款商工費、1項商工費、3目小公園管理費、既定額に45万円を追加して、4,549万9,000円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費におきまして、カルデラ公園の街灯が老朽化により絶縁不良状態となっておりまして、水銀ランプからLEDに交換する費用など修繕費として45万円を増額計上しようとするものでございます。

中段です。4目保養センター費、既定額に140万円を追加して、1,696万8,000円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費で修繕費140万円を増額計上しようとするものでございます。

以上で産業課所管、歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方、よろしく願います。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 引き続き、17ページ目を御覧ください。

12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から8万8,000円を減額し、315万3,000円にしようとするもので、歳入歳出予算の調整を行うものです。

なお、次ページ以降に今回の補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、ご説明いたします。

ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号につきましては、先ほど設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

#### ◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

#### ◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午前10時34分散会）

(午後 3時55分開議)

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は6名です。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） 予算特別委員会委員長より委員長報告書が提出されております。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

◎追加日程第1ないし追加日程第3 予算特別委員会委員長報告

○議長（岩井英明君） よって、追加日程第1から追加日程第3、予算特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○予算特別委員会委員長（川人孝則君） 予算特別委員会審査結果報告。

本委員会に付託された議案第57号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について及び議案第58号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案について、以上条例案2件については提案者より議案撤回されました。

また、議案第59号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第8号）の補正予算案1件については、5款農林水産業費の就農者移住支援環境整備費で条例作成ができていない部分がありますので、条例が制定されるまで予算の執行をしないことを付け加え、原案のとおり可決するべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へお戻りください。

先ほど委員長報告にあったとおり、議案第57号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について及び議案第58号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案については、議案撤回となりました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について及び議案第58号 赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案については、議案撤回といたします。

続きまして、議案第59号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、議案第59号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算(第8号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

#### ◎日程の追加

○議長(岩井英明君) お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より閉会中の継続調査申出書が提出されております。

この際、これを日程に追加し、追加日程第4として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程第4、議会運営委員会委員長申出を議題とすることに決定いたしました。

#### ◎追加日程第4 議会運営委員会委員長申出

○議長(岩井英明君) 次に、追加日程第4、議会運営委員会委員長申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付いたしました特定事件について閉会中の継続調査の申出が提出されております。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

以上をもって本臨時会の会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、令和4年第4回赤井川村議会臨時会を閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれで閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（岩井英明君） これで本日の会議を閉じます。

令和4年第4回赤井川村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

（午後 4時00分閉会）